

[IV]相模湾アーバンリゾートフェスティバル 1990 の取組み(神奈川県・相模湾)

■ 地域の特徴

神奈川県は相模湾沿岸部の所謂“湘南”地域の名称は、中国の湖南省を流れる湘江の南部を指す地名に由来し、この地で禅宗が盛んであったことから、鎌倉期にもたらされたとされるが、現代のイメージは、明治期に西欧の流行導入として、大磯、藤沢、鎌倉、逗子などが海水浴の適地とされ、富裕層の東京近郊の海浜保養別荘地として開発されたことに始まる。伊藤博文や吉田茂の大磯邸により、早くから都心との道路交通が発達し、日本最大の軍港であった横須賀に勤務する海軍士官の住宅地としても発展した。

戦後は戦中末期に都心から疎開していた人々の定住化の後、鉄道的高速化により、別荘地が小区画化され都心通勤者の住宅地として発展し、大衆化した海水浴場の隆盛、海洋レジャーの先進地域化、多数の芸能人の排出、音楽、映画、TVドラマの対象として多く取り上げられるなど、人気を集める地域として発展している。

本取組みの特徴であるイベント形式という独創的な活動様式の発案に至る過程では、東京からはやや遠くても、この地域の「海」に関する環境にひかれて居住している、県内の「海」に関心の高い企業人の人脈による自主的な活動が大きな力になっている。

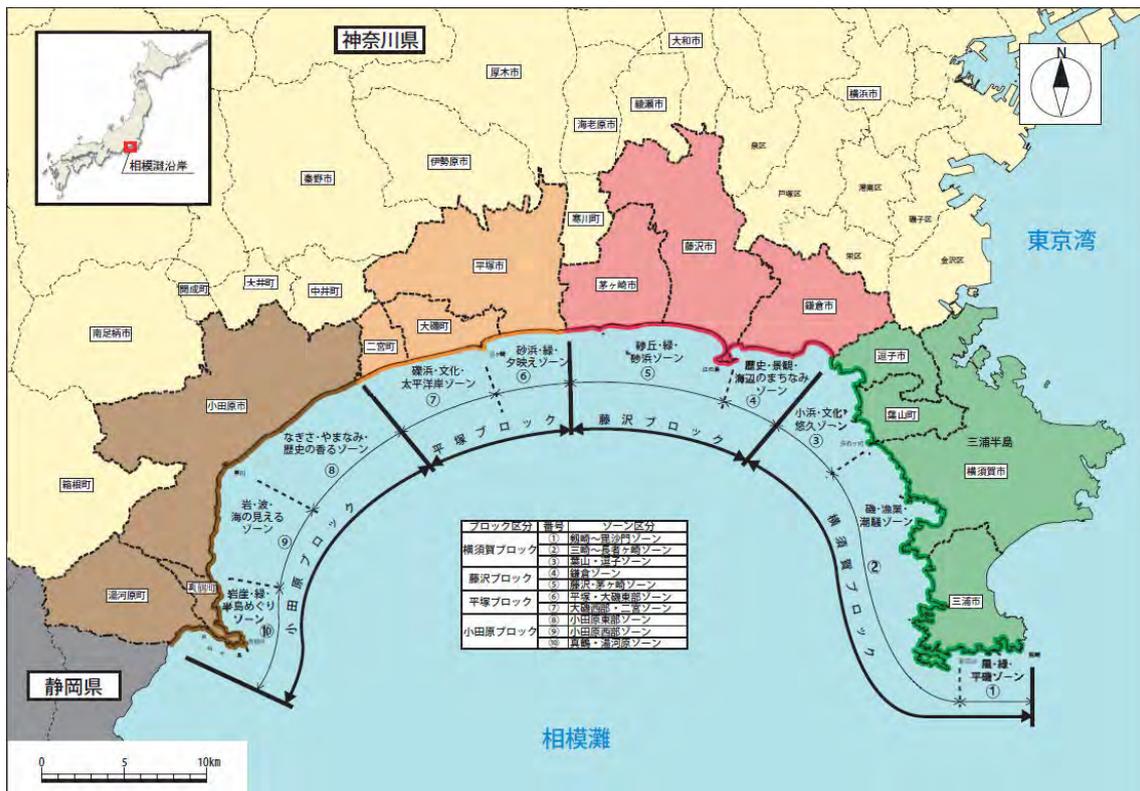


図 4-20 神奈川県相模湾沿岸 13 市町

(出典：神奈川県のホームページ)

■ 取組みの概要

平成2年に神奈川県と相模湾沿岸の13市町、民間団体・企業等が共同で財団を設立し、「人と海の共生」の仕組みをイベントを通して考え、試みることを目的とし、相模湾沿岸の各所で海の総合イベントとして開催された。

イベント閉幕後、県やイベントに参加した地方公共団体、団体、企業等が中心となって、(社)相模湾アーバンリゾート・フェスティバル1990協会(通称:サーフ90交流協会)が設立され、平成11年3月末に解散するまでに、当時急増していたマリレジャー愛好者同士や漁業者との問題を予防する海・浜の利用調整ルールづくり支援事業や、ライフセービング支援事業、マリNHF海岸局運営事業等が推進されてきた。この間に編集された「海のルールブック」は、県内沿岸の地方公共団体に引き継がれ、海岸地域の安全確保や適切な利用促進に大きく貢献し、今日でも有効に活用されるとともに、県外でのルール作りにも影響を与えている。

■ 本取組みで行われた総合的沿岸域管理

- 県のイニシアチブのもと県と沿岸市町が連携して行った総合イベントをきっかけとして、相模湾沿岸域の各地方公共団体において、「海・浜の利用ルール」が策定された。
- このルールは、市民、行政(海上保安庁、警察、消防等を含む)、事業者、関係機関(漁協、レジャーや安全NPO等)等の多くの関係者による検討を経て、各地方公共団体での多様な利害の調整に有効に機能した。一方、強制力のあるルールではないため、新たに生じる軋轢に対応しつつ、改訂が重ねられている。

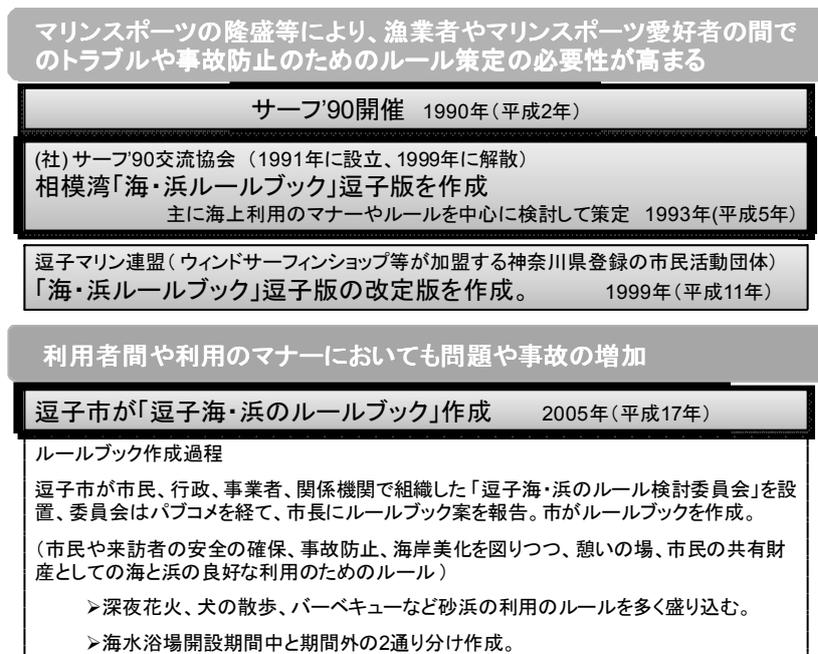


図 4-21 逗子ルールブック策定経緯(サーフ90を契機とした沿岸市町の取組み例)

(出典:逗子市のホームページ)



図 4-22 三浦・海のルールブック

(出典：三浦市のホームページ)



図 4-23 横須賀・長井の海浜ルールブック

(出典：横須賀市のホームページ)

■ 取組みの内容

1960年代以降の都市化の進展による海岸道路の渋滞、海水浴場の水質汚濁の進展、さらに70年代に入ると、海洋レジャーの増加と多様化等により、密漁、水上交通事故、漁具の損傷、海岸ゴミの増加等様々な問題が深刻化してきたのに対し、個別の対応策では効果が挙げられない状況となっていた。これらに対して、長洲知事（1975～1995年）の基本政策「新神奈川計画」および、これに基づく「地域計画」の策定を端緒として次の3つの具体的な政策が積み重ねられた。

- 湘南なぎさプラン：上述の沿岸域の課題解決に向け、相模湾沿岸地域の暮らしにおける海とのかかわりの回復を意図して藤沢から大磯までの約19kmの地域を対象として、1985年に湘南なぎさプランが策定され、特に国道134号と公園の整備が進められた。
「国道134号の拡幅整備」「国道134号地下駐車場の整備」「湘南海岸公園の再整備」「駐車場の整備」「階段護岸の整備」
- 海浜の秩序ある利用計画：続いてプレジャーボートと漁業者との調整などの新たな秩序形成を目指して、1988年に「海・浜の秩序ある利用計画」（対象範囲：横須賀市観音崎～湯河原町千歳川河口部）が策定された。この中で、漁業関連施設や海洋レクリエーション施設（マリーナ）の整備が進められ、特に、相模湾沿岸の各地域毎に、利用調整システムの構築と付帯施設の整備が位置付けられ、海の総合的イベントの開催が提案された。
- サーフ90：「相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990」の略称で、1990年4月から10月まで相模湾沿岸の13市町を舞台に開催された海の総合イベントの総称。地域の課題を解決するための糸口、きっかけをつくるために、「サーフ'90」でイベントを主催し、あるいは参加した団体や市民の多くは、それを契機に活動を活発化したり、体制づくりを行った。このイベントや翌年設立された（社）サーフ90交流協会の活動を通じて、平塚のビーチセンターや茅ヶ崎のボードウォークの整備、ライフセービング活動の普及、「海・浜の利用調整ルールづくり」など多様な成果のほか、（財）かながわ海岸美化財団も生まれている。また、ボランティア清掃をはじめとして現在の市民活動のきっかけとなったものも多い

□ 逗子市のサーフ90後のルールブック策定経緯

1993年（平成5年）社団法人サーフ90交流協会が相模湾「海・浜のルールブック」逗子地区版を作成（協会は1999年3月に解散）。

1999年（平成11年）、逗子マリン連盟（神奈川県登録の市民活動団体）が改訂版を作成。

その後の逗子湾の利用者間や利用マナーにおける問題や事故の増加に対して、2005年（平成17年）逗子市は市民、行政、事業者、関係機関で組織した「逗子 海・浜のルール検討

委員会」を設置し、「逗子 海・浜のルールブック」を検討。パブリックコメントを経て、市長にルールブック案を報告。報告を受けて市が新たなルールブックを作成

- ✓ 深夜花火、犬の散歩、バーベキューなどの砂浜の利用ルールを追加
- ✓ 海水浴場開催期間中と期間外の 2 通りを作成

□鎌倉市の海・浜パトロール連絡会議活動の概要

連絡会議は無償のボランティアとして次の活動を行うとされている。

- ✓ 海・浜ルールの周知及び啓発活動
- ✓ 海・浜ルールが守られるよう関係諸機関との連携協力
- ✓ 鎌倉市海上・海岸パトロール（海・浜パトロール）の実施及びその協力
- ✓ 鎌倉市海上・海岸の犯罪被害防止のための周知及び啓発活動

海・浜パトロールとは以下のように規定され、これを行う団体は年間実施計画を作成し、市長に提出し、市長はこれを連絡会議参加団体に周知するとされている。

- ✓ 海・浜パトロール及び不測の事態における人命救助
- ✓ 海・浜ルールに基づく指導及び注意
- ✓ 海・浜ルールのための周知及び啓発活動
- ✓ 海上・海岸の犯罪被害防止のための周知及び啓発活動

連絡会議には以下の団体が参加している。

- ✓ 鎌倉漁業協同組合
- ✓ 鎌倉マリンスポーツ連盟
- ✓ サーフ 90 鎌倉ライフセービングクラブ
- ✓ 鎌倉ライフガード
- ✓ NPO 法人・神奈川ライフセービング協会
- ✓ 日本サーフィン連盟鎌倉支部

鎌倉市長は、連絡会議の活動に対し、必要な指導助言を行うものとされ、必要に応じて、海・浜パトロールの活動状況の報告を求めることができるとされている。

■ 沿岸域の総合的管理に資する特徴

知事イニシアチブの下、従来業務の枠にとらわれない現場に密着した活動

県庁職員自身が直接各海域の利害関係者を訪問して話し合いを重ね、衝突する関係者の間に立って調整を進めた。

知事のイニシアチブにより、従来の県庁職員人事の慣例にとらわれずに、関連団体への出向等を含め、担当者の継続的な関与が維持された。また、中間管理職の自由な発想に基づき、県庁職員の担当者が直接、沿岸域の各種問題の現場に出向き、利害関係者を丁寧に訪ね歩き問題の実態を詳細に把握した上で、解決に向けた試行錯誤を重ねた。

イベント方式の時限的・実験的取組みにより、縦割りを超越

時限的特区ともいえるイベント方式により、従来の行政の縦割りや人事の壁を超えた活動を社会実験という形で実践し、参加者が効果を実感することで、継続的な活動に結びつけた。

時限的特区の設置ともいえるイベント方式という手法により、従来の行政の縦割りや、人事の壁を超えた活動を、社会実験という形で実践し、参加者が効果を実感することで、継続的な活動に結びつけられた。

またイベント方式という斬新な手法をとる中で、従来の漁業が海岸保全に大きく貢献してきたことを認め敬意を払い、これを前提とした上で、森林保全同様に、漁業も高齢化が進み活動が不活性になることは、海岸環境が荒れることにつながり、漁業を補間するような、新たな利用者の参加は長期的海岸保全にとって不可欠であるという共通認識を育み、新たな「海業」の概念を共有して調整が進められた。

またイベント方式という手法や、これを利用する基本的な構想は、この地域在住の、様々な企業の管理職の人材が無償で集まり意見を出し合う中で創出されて行った。

■ 参考資料

神奈川県ホームページ、相模湾沿岸 13 市町ホームページ、海上保安庁ホームページ、逗子海の家組合ホームページ、(社)全国遊漁船協会ホームページ、サーフショップゴッデスホームページ、海・浜の秩序ある利用計画(神奈川県企画部、1988 年)、海・浜の適性な利用のための手引(神奈川県企画部、1988 年)、サーフ 90 公式ガイドブック、神奈川県沿岸地域図(サーフ 90 協会発行)、神奈川県の漁業と遊魚のルール(神奈川県水産課、1991)、トラブル事例集(神奈川県水産課、1992 年)、ルールブック I 腰越・片瀬東浜地区(1993 年)、ルールブック II 逗子地区(1993 年)、相模湾沿岸域と対象となる許認可実務ガイド(サーフ 90 交流協会、1993 年)